○平成十一年郵政省告示第百六十号（基本的機能を要しない総合デジタル通信端末を定める件）

（平成十一年三月五日）

（郵政省告示第百六十号）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の二の規定に基づき、基本的機能を要しない総合デジタル通信端末を次のように定める。

一　通信相手固定端末

二　パケット通信を行う端末